

一 般 競 争 入 札 公 告

社会福祉法人光彩会が運営する特別養護老人ホームみちみち越谷における介護浴槽一式の購入業者の選定につき、下記の通り一般競争入札を実施する。

平成 29 年 3 月 14 日

社会福祉法人 光彩会
理事長 野澤 孝道

記

1. 入札内容

- (1) 件 名 介護浴槽一式購入業者の選定
- (2) 納入施設 特別養護老人ホームみちみち越谷
埼玉県越谷市大字船渡 2046
- (3) 購入物品 昇降式介護浴槽 1 台
専用電動昇降ストレッチャー及び担架 各 1 台
詳細は仕様書による
- (3) 納入期限 平成 29 年 5 月 22 日

2. 入札方法等

- (1) 入 札 方 法 一般競争入札
- (2) 予 定 価 格 有 (非公表)
- (3) 最低制限価格 無
- (4) 入 札 保 証 金 無
- (5) 契 約 保 証 金 無

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (4) 埼玉県物品等競争入札参加資格登録事業者であること。
- (5) 高齢者福祉施設等への納入実績があること。
- (6) 商法の「株式会社」又は「有限会社」の法人格を有すること。

- (7) 理事が役員をしている企業でないこと。
- (8) 入札仕様書の要求する事項を確実に履行可能であること。

4. 入札参加申請書の提出

- (1) 提出書類 ①一般競争入札参加資格等確認申請書（書式は事前連絡時に配布）
②物品等競争入札参加資格審査結果通知書
③会社案内
- (2) 提出期間 平成 29 年 3 月 14 日（火）～平成 29 年 3 月 21 日（火）正午まで
- (3) 提出方法 事前に電話又は e-mail で連絡のうえ、持参及び郵送にて受付ける。
- (4) 提出・問合せ先 〒362-0808 埼玉県北足立郡伊奈町大字小針新宿 368-1
社会福祉法人光彩会（担当：企画室 高澤）
電話 048-729-2314 FAX 048-729-2312
e-mail k-takazawa@mitimiti-inakita.jp

5. 入札参加資格の確認及び仕様書の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、e-mail にて連絡の上、通知を郵送する。
- (2) 入札参加資格「有」とされた事業者には、平成 29 年 3 月 22 日に、仕様書・法人経理規程・入札書等の書式を送付する。

6. 仕様書に関する質疑

- (1) 提出期限 平成 29 年 3 月 23 日（木）午後 5 時までに上記連絡先へ e-mail 又は FAX にて受付ける。
- (2) 質疑回答 平成 29 年 3 月 24 日（金）午後 5 時までに FAX にて回答する。
また、参加資格を確認できた全ての参加者に同じ内容の回答をする。

7. 入札日程

- (1) 入札日時 平成 29 年 3 月 28 日（火）午前 11 時から（即日開札）
- (2) 入札場所 特別養護老人ホームみちみち越谷 1F 会議室
埼玉県越谷市大字船渡 2046

※参加者は名刺を用意すること。

8. 落札者の決定

- (1) 入札開始時刻に遅れた場合は入札に参加できない。
- (2) 入札時には、一般競争入札参加資格確認書を必ず持参すること。また、代理人の場合には、委任状を併せて持参すること。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数のある場合は、その端数金額は切り捨てる）をもって落札価格とするので、入札に当たっては、見積もった契約希望額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 落札者の決定は、予定価格の範囲内で入札した者のうち最低価格で入札した者とする。また、落札者としてべき同額の入札をした者が2者以上いる場合には、直ちにくじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 入札回数は、再度入札を含めて2回までとする。
- (6) 1回目の入札を辞退した者は、再度入札に参加することはできない。
- (7) 入札を行っても予定価格を下回らない場合、予定価格に近似している入札者と随意契約の協議を行う。但し、契約価格は予定価格を上限とする。
- (8) 入札に参加する者の数が1者の場合であっても執行する。(但し、この場合再度入札を行わない)
- (9) 落札決定から本契約までの間に、埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない。(契約辞退を申し出るものとする)

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札。
- (2) 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、また、当該落札候補者がした入札。
- (3) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札。
- (4) 談合その他不正行為があったと認められる入札。
- (5) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札。
- (6) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札。
- (7) 次に掲げる入札をした者がした入札。
 - ・入札者の捺印がないもの。
 - ・捺印された印影が明らかでないもの。
 - ・記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札。
 - ・金額の訂正のある入札書による入札。
 - ・記載すべき事項の記入のないもの。又は、記入した事項が明らかでないもの。
 - ・代理人で委任状を提出しない者がしたもの。
 - ・2以上の入札書を提出した者がしたもの。又は、2以上の者の代理をした者がしたもの。
- (8) その他公告に示す事項に反した者がした入札。

10. 契約方法等

- (1) 本契約の締結は、本法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (2) 契約書の作成は落札者がするものとする。

11. その他

- (1) 社会福祉法人光彩会経理規程の適用を受けること。
- (2) 提出された入札参加申請書等の返却はしない。
- (3) 本入札において、埼玉県より指導があった場合は、その指導に従うこと。

以上